

第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) ご案内の時間となりましたので、ただいまから平成29年度第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は吉野委員が所用のため欠席でございます。また、大粒来委員が30分ほどおくれたり出席となります。開会時点におきまして委員10名中8名の委員に出席いただいておりますので、本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、報告に入ります前に事務局の異動がございましたので、新任の職員を紹介させていただきます。

森林整備課計画担当課長の工藤亘でございます。

(工藤森林整備課計画担当課長) 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 本日お手元の次第3ページ目の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり、いわて環境の森整備事業の施工地審査についてを議題としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行は岡田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(岡田秀二委員長) それでは、早速始めたいと思います。議題の1番目になりますが、次第では2が議題になっておりますけれども、議題の1番目でございます。施工地審査についてでございます。ご提案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。22件、要領よく説明いただきましたが、ご質問、ご意見いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 資料になりますと31ページの受付番号17—085です。ここは高齢級林分が3つ載っているわけですが、私もいっぱい森林調査するので、本数と平均樹高と平均直径というのが異なる林分で全く同じということは、経験上ほとんどというか、そんな

なことはあり得ないので、これは事業体さんのほうがなされた調査がこういうふうな全部同じですというふうな数字で上がってきているのか、それとも転記するときに何かコピーして入れかえを忘れましたという状況なのか、それとも別々に調査されているのだけれども、物すごい神がかり的な確率で全部一致したのか、ちょっとそのあたり、3つ目はないと思うので、最初の2つのどちらかだと思うのですが、そのあたりのところを補足していただけるとありがたいなと思います。

(木戸口林業振興課主任主査) これは、実は1つの0.61ヘクタールという面積の塊の中で53年生から68年生のすぎがあるというもので、混交しているというような感じの書き方で申請が上がってきておりました。なので、書き方的には、私がここ一個一個書いてしまったのですけれども、53から68ということにして、この中で標準地をとって平均樹高と平均直径を出した結果、このようになりましたというふうにまとめるべきだったと思います。誤解を与えるような表現でございました。大変申しわけございませんでした。

(岡田秀二委員長) いかがですか。

はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 調書の23ページ、25ページの森林の現況の写真のところ、せっかくスケールというか、縮尺棒と一緒に写されているのですが、例えば23ページの左側のこのスケールは一体どの木をあらわしているのかとか、25ページのこのスケールも一体どの木をあらわしているのか、何となくカメラの手前に縮尺棒があって、奥に木があるということで、ちょっとこれスケールのにはよくわからないのですけれども、いかがでしょうか。

(木戸口林業振興課主任主査) そうですね、写真の撮り方とか、私の選び方がよくなかったと思いますので、以後気をつけて、ほかの写真のように何か木の根元に立ててサイズ感がわかるように写真の撮り方を徹底していきたいと思います。申しわけございませんでした。

(佐藤誠司委員) ついでで恐縮ですが、このスケールの全長がこれ何メートルぐらいになるのですか。

(木戸口林業振興課主任主査) 2メートルです。

(佐藤誠司委員) 2メートル、このそれぞれ1つの赤とか白のこの幅というか、長さは。

(木戸口林業振興課主任主査) 20センチ。

(佐藤誠司委員) 20センチ。

(木戸口林業振興課主任主査) はい。

(佐藤誠司委員) ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(若生和江委員) 申請箇所については、よろしいと思います。ちょっと今回気になった点が何個かありましたので。

保安林であっても施業がずっとされていなくて、そちらのほうが事業では整備ができないという面積が大きなところの申請箇所が2個あって、今後そういう箇所がふえていく可能性があるのかなというのを感じましたが、そのあたりの現状をちょっとお聞かせいただきたいということと、あと資料ナンバー41のところでは土地所有者の方が離れていても、やっぱり整備された森林を見て、自分のところの森林を整備したいという申請が上がってきたという声がかつ結構ありましたので、いろんな広告だったり、旗だったり、いろんな効果はもちろんですけれども、実際に近隣の森林を見てのやってみたいという声がかつ大分聞かれたなど、それはちょっと感想に近いですが、思いました。

以上です。

(木戸口林業振興課主任主査) まず、保安林についてですけれども、これは前回の委員会のときに阿部技監が申し上げましたとおり、このごろ災害が非常に多くて、どうしてもそちらのほうに予算がとられてしまうために保安林の整備を行う保安林改良という事業があるのですけれども、そちらのほうに配分される予算が少なくなりました。その配分された予算も既に継続してもう何年も前から事業が入っている地区のほうに割り当てられてしまうので、このような新規のところはかなり面積も大きくて、手入れもされていないようなところが後回しになっている現状でございますので、保安林は経済林という目的よりも、本事業で目指している公益的な機能を高めるためのほうを強調している森林になりますので、所有者さんに税制的な措置というか、優遇はされているのはわかるのですけれども、そこら辺の事情もよく伺った上で、保安林のほうの整備についてもこの事業で取り上げていきたいと、施業要件に合えば、選定基準に合えばこの事業で整備していく必要があると考えております。

(岡田秀二委員長) ちょっと不思議だと思うのですが、予算が継続している箇所に優先的に回さざるを得ない、それは客観性ありますか。保安林は、指定施業要件があつて、

保安林の機能を発揮するための管理の責任は県、市町村がきちっと持たなければいけないという、そういう仕組みになっていますし、指定施業要件どおりやらなければ、それは法律違反だということもはっきりしていますし、そこに予算が必要な場合には、当然のように既存の、長年の管理のその実情も踏まえつつ、所有者責任として、それは今お話のように固定資産だけではありませんで、さまざまな優遇措置が講ぜられた上での当然の責任として、それはしなければならぬというね、これは行政処分行為の一形態ですから、それはもうきちっと県と市町村が管理する責任があつての話であつて、それはちょっとやっぱり納得できないですね。

(阿部林務担当技監) ただいま委員長からご指摘のあつたとおり、やはり保安林の機能をしっかりと発揮するために善良な管理をしていかなければならないということがございます。そういった中で、保安林改良というふうな、いわゆる保安林の機能が低下しているところをしっかりと機能を発揮できるように保安林改良という事業がございまして、それで保安林の機能を発揮できるようにしていくわけなのですが、いかんせん何といつても面積が大きい、あるいはどうしても優先順位をつけざるを得ないというふうなことがございまして、先にやる箇所を、順番を決めているといったような状況がございまして、ただ、一方では災害とかが発生して緊急にどうしても治山工事をしなければならないというふうなものがあった場合は、どうしても緊急性が高いことで、そちらのほうを優先して整備をするというふうなこともございまして、潤沢に予算があればしっかりと管理責任を果たしてまいりたいと思いますが、どうしても優先順位をつけて整備をせざるを得ないというのが実態でございまして、ご理解をいただければと思います。

(岡田秀二委員長) 県の補助事業にのつける、あるいは保安林の改良事業にのつけるという、そういう話ではなくて、所有者責任と保安林という、そういう問題ですよ。指定施業要件がありますから、きちっとそのとおりやらなければ保安林の役割は発揮できませんので、それは指定がそもそも根拠を持たない。だから、そこは自分で所有者がやらなければいけないという、所有者責任が当然のように、もう指定の段階で発生しているのですよね。

(阿部林務担当技監) 指定施業要件の関係ですと、やっぱり当然所有者が守らなければならない義務ではございますけれども、大抵は伐採率だとか、あるいは伐採の面積だとか、そういった形の要件が多くございますので、そういったところについては当然所有者が責任を持って指定施業要件を守っていかなければならないのですが、こういった形で間伐とか、そういうふうな形では指定施業要件の中で余りそういった規定がございませぬので、どうしてもそこところは所有者ができれば環境の森とか、こういうのを使ってできるだけ公益的機能が発揮できるような森林に誘導していければというふうに考えます。

(岡田秀二委員長) もう一方で、森林の計画制度があって、きちっと要間伐施業森林については指定をなささいという仕組みになっているのですよね。では、なぜ指定をしなかったのかと当然のように出てきますよね、そこはどうか。

(阿部林務担当技監) 要間伐森林の指定をするのは市町村でございますので、当然県として地域森林計画あるいは施業の基準等はお示しして、それを参考にして市町村で計画をつくっていただきます。その中で、市町村にとって要間伐森林、いわゆる間伐しなければならぬ森林ですよというふうなのは市町村のほうの判断で定めておりますので、ちょっと今手元にその資料ございませんけれども、市町村の判断でそれを決めているということなものですから、県のほうでは基準は示すけれども、指定するのは市町村だというふうな状況になっています。

(岡田秀二委員長) トータルの保安林管理が県と市町村一体となってという、そういう仕組みを考えれば当然のように市町村の責任などで済まされる問題ではないので、だからそこなのですよ。それと今回40超え、30超えで大変大きいですよ。そもそも、要するに税金を免除されるというのは、一国の構成員である国民として、そんなことは普通はないのですよ。それぐらいに特殊だよということを与えている、そういうグッズというか、財ですから、それは当然のように本当は所有者あるいは権限を持たされた市町村と県は一緒になって管理しなければいけない、この世界なのですよ、本当は。だから、当初もそうですし、この視点のところの審査基準の実は4番目にこういう書き方で入れてありますけれども、ここでもこうやって目にする事自体が実はハテナという、そういうものを持っているので、これについては現地からもきょういろいろお見えのようですから、実際どんな指導をしているのか、保安林の取り扱いについて。そして、この事業との関係で、ただ単に今回の審査基準のここに触れてあるような、こういう基準でもって全てこれから先、これ一回認めるとどんどん出てくると思います。そういう意味で、ここは若生さんおっしゃるように非常に大事なところだと思います。

これは盛岡広域になるのかな。現地も含めてちょっと情報がないと、なかなか難しいですね。

はい。

(若生和江委員) この保安林の植林を始めたころの保安林であることのプラスの要件と今の状況というのはかなり変わってきていて、保安林を持っていて、きちっと管理して、販売とかできるかどうかもちよっとわからないのですけれども、何がしか持っている人にもプラスになる部分がどのくらいあって、持っていたほうが良いという判断の上で保安林を持つことにしたとか、その辺の事情がわからないので、その当時であれば持ち出しが今

ほどではなかったのに、今はそうではなくなっているとか、そういう所有者の人の経済的な状況も植えた当初と現在とどう違うのかというあたりもあわせて私たちもお伺いしないと今後のところの話というのがちょっと見えてこないの、わかる範囲でいいので、そのあたりのところも、もう一度すみません、教えてください。

(及川林業振興課振興担当課長) 保安林にしたことによって、所有者に対する優遇措置ということですが、お話あったとおり税制面で優遇されるのはそのとおりですし、治山事業という事業でもって整備できるということでは優遇というふうに考えてございます。指定の時期にもよりますけれども、既に植林した後に指定する場合もございまして、例えばそこが未造林地といいますか、荒廃地で、そこに改めて保安林事業でもって植栽から始めるという保安林もございまして。恐らくこの面積、場所からしますと既に現状植林地であったところが後で保安林にかぶったのかなというふうに考えてございます。そういった場合、どういった整備していくかということで、森林整備事業ですね、そのほうでも恐らく保安林であることによって、補助率の上乗せがあると考えております。ですので、所有者はその保安林をどうやって維持していくかということに関しては、森林整備事業でもって持ち出しはあるものの、独自で整備をする方法、あるいはもっと別な事業を導入して整備する方法等があるというふうにございます。そういった面では、保安林にかかる税制優遇というのはそういったことがあります。

(岡田秀二委員長) 現場を知っている現地担当、きょうお見えでしょうから、盛岡のいないのですか。

(小林盛岡広域振興局林務部推進員) 小林と申しますが、この地区は保安林となっておりますが、規模は大きいのですが、全体的に昔から土地が余り安定したところではないので、いずれこのまま放置しておきますと機能が低下するということで、そういう面から所有者と話し合いました、間伐をお願いして進めてきたわけでございます。

それで、いずれこういうふうな大きい規模というのは、これからそんなに頻繁に出てくるわけではないわけです。今回たまたま申請してきた面積でございます。

(岡田秀二委員長) これ水涵だけではなくて、土流がかぶっているし、つい数年前も雫石あるいは矢巾含めて災害あるいは物すごい雨量が降ってという、この事業は保安林とは別立てでどうしても公(おおやけ)性を持っていて、県民が進めなければいけないという、そういうそもそもの出発点が違っていますから、それにこれをのっけてくるにはそれなりのきちとした説明理由が必要であって、その審査基準が当初の審査基準の程度で、要するに治山事業ができない、あるいは予算の制約でという、その程度ではなかなかやっぱり事業にのっけてもらえないという、そういう前提的な理解というのはやっぱり必要なので

すよね。それは、もう本来指定施業要件を含めてきちっと指定をされる時点で物すごい優遇があるという、その理解が所有者と、それを管理責任を持つ国と県と市町村の中できちっとした理解がないと保安林制度というのはもう実質瓦解していますよね、そうであれば。それをみすみす担当の行政がそんなこと言っているのかとすぐ指摘を受けます。

40ヘクタールというのは、この事業費を費やすことのお金の量を考えたって莫大なお金ですよ。それをたまたまこちらの側がやりましょうかと、事業を前提というよりは、保安林であることを前提とした取り扱いのきちっとした中身づくりというか、その話し合いが前提としてあってという、そうであればいいのですけれどもね、そうでなくこの事業にのっけましょうみたいな、それはやっぱりちょっとおかしいと思います。

(若生和江委員) 今のいろいろな説明を聞いて、保安林についていろいろ考えなければならぬ部分が多々あるということは理解しましたが、このごろ地球温暖化が進んで、雨の降り方とかも今までの予想を越えるような、一部の地域に集中して降るといった状況とかがいろんなところで頻発している中で、やっぱりさっきの説明のとおり、土地もよいという条件ではなくて、森林の状況がよくないというのを聞けば、議論を進めるのはとても大事ですが、今回の申請が上がっている箇所については、住んでいる人の安全を考えた上で、今回申請を許可してもよいのではないかなと私は思ったのですが、いかがでしょうか。

(岡田秀二委員長) そもそも保安林が役割を果たしていないからこっちでやりましょうというね、それは保安林行政を認めないことですよ。要するに、本来は保安林としてきちっとやっていたらこちら側のというか、本当であれば所有者が経済的なことを考えてやらなければいけないという、それと全く別立てのジャンルのもをこっちに持ってきてやってあげるといいますから、保安林というその部分というのはもう全然存立していない、あるいは存立をしなくていいということになってしまいますよね、それでいいのかなと。

保安林というのは、国家がきちっと私的な財を、あるいは公の財を管理する管理責任として、もう行政中の根幹中の根幹なのです、行政として管理する財をきちっと適正な機能を発揮してもらうためにという。それを軽々に、なぜそれができてこなかったかというのは保安林行政そのものだと、保安林行政をないがしろにして、そんなのもうやめにしようと言っているのならいいのですけれども、それは多分できません。というのは、さっき言ったように物すごい優遇措置があつて保安林ですから。しなければいけない、してはいけないということが明記されている大変厳しい内容ですから、森林行政にとって特殊に厳しい中身を持っているのが保安林です。

(吉田敏恵委員) 確かに2カ所で今回164ヘクタールのうち、2カ所で半分に当たるぐらいなので、大きなところではありますし、岡田委員長がおっしゃるとおりだなと思うので

すが、ただ施工する事項の許可で、④では困難である場合はオーケーということにして書いてあって、なぜ、どういう事情で困難なのかということを決めてなかったというのも、もともとあるということなので、一旦これに、リストに来てしまったというのは、その基準があるということだから、しようがなかったのかな。でも、こちらちゃんときちっと困難である事情をもう一度ちゃんと今回の2カ所に関しては、もう一度きちっと精査して書いてきていただくということでもう一度諮り直しかということふうなので、今回は保留みたいな形にしては可能かなと思うのですけれども。

(岡田秀二委員長) 取り扱いは、皆さんの意見聞きたいのですけれども、いずれ最近ずっと保安林何箇所か出てきていますよね。今回のようにこういう個人が、1人の所有者でこれだけの規模のものが出てくるということが、さっと皆さんに知れ渡ると、やっぱり状況が変わって、景色が変わります。保安林というものを行政としてはきちっともう一度考えてもらわなければいけない時期だと思し、この事業を背景で支えている県民一人一人のお金が出ているわけですから、その人方の理解が得られるかどうかという、こういうことをきちっと表に出していただくと。

はい。

(國崎貴嗣委員) 私もちよっと保留という形がいいのだらうと思うのです。雫石のほうは、スギがそもそもまだ若いので、事業体が経営計画とかに入れてというのでやろうとしても結局切り捨てとか、そういうのになるので、収益が上がらないというか、所有者に還元とかができない、場合によっては持ち出しになってしまうというようなところがあるので、余りこういうところを団地に組み入れたくないというような意向もあるでしょうし、葛巻のほうのアカマツ林も、見る限りそんなにたくさん、アカマツはそんなに太い材でないので、本当に安いところがあるので、こちらも同じような理由で経営計画に組み入れたとしても、なかなか丸太の販売収益が上がらないとかということで、経営計画も進まないのだらうなとは思いますが、そういったところもいろいろと検討して、それはちょっと無理だというようなところで、やむなくというようなところで、ほかの選択肢がありませんというところが確認できれば今回はやむなし。ただし、やっぱり議論としてこういうふうな、今後大規模な大面積の保安林とかが出てきたときにどうしていくのかというところでそういうふうな環境の森整備事業のほうのルールとかを何か追加していくとか、そういうところは議論していく必要は今後もあると思いますので、なのでちょっと絶対にだめだというよりは、ちょっと一旦いろんなところの情報整理して、本当に今回環境の森整備事業でやらないとほかにもう手立てが全くないのかというところは、いま一度情報を整理して、その上で判断したのがいいのではないかというふうに私は思います。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

はい。

(安原昌佑委員) よくわからなくて質問をして申し訳ないけれども、審査基準のところ
で①、②、③、④のところ、保安林である場合はということで、事業を実施するのが困
難であると、ここはどんなふうに解釈しておけばいいのでしょうか、「保安林である場合」
の解釈。

(及川林業振興課振興担当課長) これは、保安林改良という事業がございまして、保安
林を対象に間伐等をできるということになってございます。そういった事業を導入できな
いのかどうかということの確認チェック項目ということになってございます。保安林事業
ですと、所有者の持ち出しはなしで、県と国の負担で施業ができるという事業になってご
ざいます。

(岡田秀二委員長) ほかにどうですか。

(及川林業振興課振興担当課長) 先ほど保安林がゆえにいろいろなメリットがあるとい
うお話をさせていただきました。とはいいいながらも、基本的には保安林にしたことによる
制約、伐採面積の制限ですとか、再生林の義務とか、そういった部分にかかるものとい
うふうに捉えております。ですので、全ての森林管理に相当するような理由があるとい
うふうには受けとめてはございません。そこら辺の、優遇とはいいいながらもどこまでのレベ
ルなのかというところは、ちょっと整理をさせていただきたいなと思っております。

あともう一つ、やはり20年という協定を結んで整備をするということに、一方では意味
があるのかなというふうにも考えてございます。健全な森林を整備するというので、そ
の機能を発揮できる、それが長期間にわたるということから今回環境の森整備事業でや
る意義はあるのだろうということで審議いただいているものでございます。補足させてい
たきます。

(岡田秀二委員長) 今のちょっとまずいのは、損失補償の制度もきちっとくつつきです
から、それは今の話でいくとね、ないかのように聞こえてしまうから。それは大変まずい
ですね。保安林はしてはいけないという、そういう世界だから、それに伴って損失がある
場合には国家は補償します、そういう仕組みになっています。だから、今の話はちょっと
まずいですね。

それともう一つは、保安林は指定目的、すなわち対象は保安林そのものではなくて、そ
れがあることによって、守るべき対象があつての話ですから、だからそこにかかわっての
情報提供もないし、そこはやっぱりちょっとまずいのですよね、いずれにせよ。だから、
水源涵養にしろ、土流にしろ、一体どういうふうになっていたのか、何が具体的な対象と

して守っているのか、守っていないのか、そういうことが保安林にとっては最も大事です。それができる森林なのか、そうではないのか。

はい。

(佐藤誠司委員) 当初から④の基準ということでのっていましたので、多分過去の保安林、大なり小なり面積の違いはあると思いますが、多分承認してきたという経緯もございますので、確かに今回の大きな面積、前回の審査会も大きな面積の部分でいろいろと問題があったので、先ほど國崎先生からご提案のあったような形で、何でできなかったのかという理由を直接そのご担当のほうに出していただいで、それで次回回しということで、今回この案件は保留にさせていただいていいのかなというふうに思っております。

いずれ前回のときも後でその所有者の内容については追加説明がございましたので、それと同様になぜこの保安林事業でできないのかという部分をちょっと精査していただいで、それでまた再審査という格好で、今後多分同様な案件も出てくることもあると思うので、その際、新たな追加事項みたいな部分を取り決めしていただければと思います。

以上です。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

安原さん。

(安原昌佑委員) 先ほどの質問で、治山事業などがあるから、その「など」というのはどういう解釈をすればいいのかということも含んでの質問でした。

(及川林業振興課振興担当課長) 「など」の中には、通常やられている森林整備事業も含まれます。そのことを示してございます。

(岡田秀二委員長) 話題になっています国で森林税事業みたいなのを市町村に主体的な役割を担ってもらう、我が国全体では大体6,000億からのお金を集めて森林をきちっと管理する市町村に譲与税的扱いで配分するということがもうほぼ決まっていますし、そういうお金あるいは取り扱い対象とのかかわりもあって、ここはきちっと整理をしたほうがいいという私は思います。そういうことを含めて、今回は各委員から提案があったように、ここはまずここだけの意見については保留をさせてもらうという話です。

そのほかいかがですか。

はい。

(佐藤重昭委員) 41ページですけれども、岩泉、龍泉洞の上のほうですが、ほかの今回の提案の中で一番山の荒れ方が、写真の撮り方もあると思うのですが、ひどくて、岩泉は

たまたまアカマツが中心の林ということで、劣勢木とか雪害と書いてあるのですけれども、昨年の水害の影響というのも結構あったのかなということで、これは29年度ですから3月までに終了すると思うのですが、緊急性としては最優先なのかなと思いますし、皆さんも多分岩泉とか久慈とかお見舞いに行ったりなんかして、外から山を見ていると思うのですが、山津波があつたりということで崩れたりとか、実際に中に入ってみると、これまでひどいということがちょっと今回、写真でしかわからないのですが、状況を全部見ているわけではないのですけれども、今回たまたま岩泉が1カ所しか出てきていませんが、なるべくこういうところは積極的に採択して、優先、積極的に、岩泉もマスコミも来ているみたいなので、早急に。これからも出てくると思うのですけれども、一回見学しに行ってもいいと思うのですが、水害の影響というのは山林内がどういふふうになっているかという一つの事例として、今後ちょっと注視して見ていったほうがいいのではないかなと、なるべく早目に処理をしていただくというふうなことは言いたいなと今回思いました。

以上です。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、時間もたくさん過ぎましたが、先ほどの2件除いて20件ですね、これについて、本事業として採択をするということでよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。それでは、ちょっと大きな面積のところ
が保留になりましたが、先ほどの議論も踏まえて何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、続きまして2番目の議案でございます。混交林誘導伐の審査でございます。
ご提案をお願いします。

(丸山森林整備課主任主査) 【資料No.1 - 2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。アカマツ林の広葉樹林化の事業実施の採
択の申請です。

質問、ご意見いかがですか。よろしいですか、もしなければご説明のとおりで本事業と
しては採択をするということでよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続いてでございますが、混交林誘導伐というのは、今の件で両方含むと。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) それでは、3番目のその他ということになります。この件については、主に報告事項です。(1)番目、現地調査の報告です。お願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。何かご質問、ご意見ありますか。委員からもし当日の調査で補うことがあればお伺いできればと思いますが。

若生委員さん。

(若生和江委員) 現地に連れて行っていただいて、本当はかなり広大な面積が被害を受けて火災に遭ったのだなということと、その現地まで行く道がなかなか海に迫ったところで、そこにたどり着くまでも大変で、消火作業や現在の切った後の積み出しも大変なのだというのを目の当たりにして見せていただいたので、やはりそこから次を考えるという参考になったと思ひまして、本当にありがとうございました。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(安原昌佑委員) 今までこういうことはテレビの画面の世界でしたけれども、バスでわざわざ現地まで連れて行っていただいて、そしてやっぱり何といても五感を使ってさわってみるとか、いろいろな見方もあったり何だりしましたが、五感を使ってやれたので、知識の習得というよりも、それを通して知恵もついたなと思っているし、あと説明なさってくださいの方も丁寧にわかりやすくしていただいたので、とても理解しやすかったなと思っております。

それから、県庁前に着いたのは7時でした、あっちを5時何ぼに出ましたが、そのことについては、こういうふうな会に出ると、あっちのほうで3時ころになると5時に着きますから帰りましようとかといって途中で帰ってくる例が非常に多いのだけれども、やっぱりそこは振興局の方々がこのことについて、せっかく来てくれたというのかな、そういうことで責任感とか、使命感とかの強さを感じました。時間たっても、7時だから外は真っ暗でしたが、非常にいい研修調査だったなと思います。

最後に、やっぱり百聞は一見にしかずだなという思いを強くいたしました。以上です。

(岡田秀二委員長) 各委員、感謝しておりますので、私は行けなかったのですが、ありがとうございました。

私からちょっとした質問ですが、消火剤、水以外に消火剤もまいていますよね、水だけではなかったのですね。

(阿部林務担当技監) この釜石ですか。

(岡田秀二委員長) ええ、釜石。

(阿部林務担当技監) ここは海水だけで消火しております。

(岡田秀二委員長) それと何ていうか、表面だけではなくて近くというか、土壌の焼けぐあいというのはどれぐらいの深度まで焼けているのですか。

(阿部林務担当技監) この裏面の真ん中の写真を見ていただければ、右側の写真なんか緑が若干下草が生えるような状況でございますので、それほど、腐植層の上のほう、5センチくらいは焼けたかと思いますが、土壌そのものがしっかり焼けたというふうな状況ではございませんでしたので、山火事後1カ月くらいしますと、早いものですと野草だとか、そういったものが出てきているといったような状況になっております。

あとはここにありましており、実際根の周りが、広葉樹が焼けたとしても生きているものもございますので、1年近くたってみますと広葉樹は生きているのだなと。針葉樹は、どうしても山火事には弱いのかなというふうなことがごらんいただけたのかなというふうに思います。

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。余り近くというか、土壌まで影響がなければ幸いだなと思いますね。火入れ作業、逆に火を入れる作業もあるのですけれども、それと火事の違いはやっぱり土壌が焼けるかどうかというか、土壌に大きな影響があるかどうか、ここは大変大きいですね。ありがとうございました。

続いては、県民参加の森林づくり促進事業(森林・山村多面的機能発揮対策事業)現地調査についてのところでございます。ご報告をお願いいたします。

(似内森林整備課主査) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。残念ながら、吉野先生はきょうお休みで

すので、特に何か質問があればいただきたいと思います。割と人のいるところの近い山で、入りやすそうだなという、それもあるのでしょうかけれども、上手に間伐が行き届いている、そんな景観ですね。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

何か質問、ご意見ございませんか。いいですか。

さっきの混交林誘導伐のところで、事業をやっている団体の方から、混交林にする場合に樹種の組み合わせだとか、針葉樹の樹種が云々、それはさらに何かつけ加えて、こんなことを意味しているのだという、これがいいみたいな、何かそんな話はあったのですか。

(似内森林整備課主査) 代表の千葉さんから、樹種について、特にこれということはなかったのですが、やっぱり作業上苦労されるということで、アカマツは大変だなというような意味合いで伐倒したときに枝がひっかかるので、どうしてもかかり木になって、処理に困るので、これから例えばスギがあったらスギのほうが倒したりしやすいというのもあるので、木の組み合わせとか、あと木の間隔とか見ながら森づくりしていくのが大事だなというような趣旨で発言されていました。

(岡田秀二委員長) これから後のいろんな事業と、この事業をきちっと峻別をしていく上でも、混交林に誘導していくという、ここが大変大きなこの事業のいわば柱中の柱で、それは極めて健康な林、本来的なネイティブに近いような、そういう林にしなから森林が持っている生産力を十全に発揮してもらおうと、そこがしっかりとありますから、既存の、先ほどの保安林なんかもそうだろうし、これから出てくるであろうさまざまな事業とのかかわりで間伐を行う、これから出てくる事業は、どちらかというときちっと森林を整備するという、必ずしも健康な林だとか、そういうことにはなっていないので、間伐を中心に地域材としての取り扱いがふさわしい、そういう中身で、こんなところが表に出てきていますから、そこはしっかりと我々再度整備をすべきかなと思っています。

そのほかありませんか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) もし異議がなければ、私たちの委員会としては以上で終わりにしたいと思います。

「異議なし」の声

(及川林業振興課振興担当課長) 委員の皆様、本日はありがとうございました。閉会に当たりまして、阿部林務担当技監から御礼の挨拶を申し上げます。

(阿部林務担当技監) 本日は慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございます。施工地審査に関しまして、今回の審査で保安林の取り扱いについて、しっかりとした説明ができかねましたので、今後この審査基準にある④にありますとおり、ちゃんとした事業で実施することが困難であることというふうな審査基準がございます。これに沿った形の説明がしっかりできるようにしてまいりたいというふうに思います。本当にありがとうございます。年末でございます。本当にことし一年県民税事業の推進については、委員の皆様方には特段のご尽力いただきましてありがとうございます。また、来年度以降も国の動きも踏まえて、いろいろと話が出てくるかと思いますが、委員の皆様方からこれからもご協力をいただきたいと思います。本当にことし一年どうもありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 次回の委員会でございます。1月25日、木曜日になります。午前を予定してございます。1月25日でございます。詳細につきましては、追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第4回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。